

令和8年6月26日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 宍 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長 福岡 誠 志	副 市 長 細 美 健
副 市 長 山 崎 輝 雄	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 呑 谷 巧
地域共創部次長 豊 田 庄 吾	市 民 部 長 松 本 英 嗣
併教育部次長	子育て支援部長 中 村 徳 子
福祉保健部長 菅 原 啓 子	産業振興部長 児 玉 隆
市民病院部 坂 田 千 晶	併農業委員会事務局次長
事 務 部 長	危機管理監 白 附 直 樹
建 設 部 長 濱 口 勉	教 育 長 迫 田 隆 範
情報政策監 東 山 裕 徳	教育部次長 藤 本 裕佳里
教 育 部 長 宮 脇 有 子	
監査事務局次長 坂 田 保 彦	
併選挙管理委員会事務局次長	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 明 賀 克 博	次 長 後 藤 賢
議 事 係 長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主任 泉 まりあ	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
追加日程		議長辞職の件
第 1		(総務常任委員長報告 5 件)
	議案第73号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第74号	三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第75号	三次市過疎地域持続的発展基金条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第76号	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第87号	工事請負契約の締結について (原案可決)
第 2		(教育民生常任委員長報告 9 件)
	議案第77号	三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第78号	三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第79号	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第80号	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第81号	三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第82号	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第83号	三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第84号 議案第88号	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 動産の買入れの契約について (原案可決)
第 3		(予算決算常任委員長報告 2 件)
	議案第85号	令和 8 年度三次市一般会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)
	議案第86号	令和 8 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)

第 4	請願第 2 号	(学校再配置計画調査等特別委員長報告 1 件) 市全体として地域の未来を考える学校づくり・地域づくりを進める ことについて (原案可決)
第 5	議案第89号 議案第90号	人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし)

令和 8 年 6 月三次市議会定例会議事日程（第 5 号）

（令和 8 年 6 月 26 日）

日程番号	議案番号	件名
追加日程		議長辞職の件……………261
第 1		（総務常任委員長報告 5 件）
	議 73	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）……………262
	議 74	三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………262
	議 75	三次市過疎地域持続的発展基金条例の一部を改正する条例（案）…262
	議 76	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）…262
	議 87	工事請負契約の締結について……………262
第 2		（教育民生常任委員長報告 9 件）
	議 77	三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 78	三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（案）263
	議 79	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）……………263
	議 80	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 81	三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 82	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 83	三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 84	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 88	動産の買入れの契約について……………263
第 3		（予算決算常任委員長報告 2 件）
	議 85	令和 8 年度三次市一般会計補正予算（第 1 号）（案）……………265
	議 86	令和 8 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）265
第 4	請 2	（学校再配置計画調査等特別委員長報告 1 件） 市全体として地域の未来を考える学校づくり・地域づくりを進めることについて……………265

第 5	議 89	人権擁護委員の候補者の推薦について……………271
	議 90	人権擁護委員の候補者の推薦について……………271

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

——開議 午前１０時 ０分——

○議長（保実 治君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和８年６月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案第等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は２２名であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。

本日の会議録署名者として、小田議員及び伊藤議員を指名いたします。

この際、議事の都合により副議長と交代いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔議長交代〕

○副議長（藤岡一弘君） それでは、この際、暫時休憩といたします。再開は１０時５分といたします。

——休憩 午前１０時 ２分——

——再開 午前１０時 ５分——

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○副議長（藤岡一弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。

先ほど保実議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程追加 議長辞職の件

○副議長（藤岡一弘君） 追加日程、議長辞職の件を議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。

○議会事務局次長（後藤 賢君） 辞職願。令和８年６月２６日。三次市議会副議長様。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

三次市議会議長、保実 治。

以上でございます。

○副議長（藤岡一弘君） お諮りいたします。

保実議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、保実議員の議長の辞職を許可することに決しました。

保実議員、入室をお願いいたします。

〔19番 保実 治君 着席〕

○副議長（藤岡一弘君） ここで、前議長の保実議員より退任の御挨拶を頂きます。保実議員、よろしくをお願いいたします。

（19番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤岡一弘君） 保実議員。

〔19番 保実 治君 登壇〕

○19番（保実 治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。先ほどは、辞職の件、許可いただきましてありがとうございました。短い間でございましたが、私なりにやらせていただきました。また、皆さんの協力ありがとうございました。心より感謝申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務常任委員長報告5件

議案第73号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第74号 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第75号 三次市過疎地域持続的発展基金条例の一部を改正する条例（案）

議案第76号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

議案第87号 工事請負契約の締結について

○副議長（藤岡一弘君） 日程第1、議案第73号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）外4議案を一括議題といたします。

議案5件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤岡一弘君） 山田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 山田真一郎君 登壇〕

○総務常任委員長（山田真一郎君） 総務常任委員長報告をいたします。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案5件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月22日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第73号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）外4議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○副議長（藤岡一弘君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第73号外4議案を一括採決いたします。

議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号外4議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 教育民生常任委員長報告9件

議案第77号 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第78号 三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（案）

議案第79号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

議案第80号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第81号 三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第82号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第83号 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第84号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第88号 動産の買入れの契約について

○副議長（藤岡一弘君） 日程第2、議案第77号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外8議案を一括議題といたします。

議案9件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤岡一弘君) 中原教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 中原秀樹君 登壇]

○教育民生常任委員長(中原秀樹君) 今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案9件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月23日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第77号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外8議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第83号三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)は、平和学習センターのオープンに当たって、ホームページ等による発信にとどまることなく、広域的な呼びかけと効果的な周知活動を展開されたい。また、当該施設のプラネタリウムについては、地域の貴重な財産であるため、指定管理者と緊密に連携し、持続可能かつ効果的な活用の道をあらゆる角度から模索されたい。

議案第84号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)は、学校名について、開校後、生徒等の意見を参考にしながら選定を行うとされているが、卒業する際の校名となることも考慮し、できる限り早期の選定を進められたい。

以上、述べられました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○副議長(藤岡一弘君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤岡一弘君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤岡一弘君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第77号外8議案を一括採決いたします。

議案9件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤岡一弘君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号外8議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 予算決算常任委員長報告2件

議案第85号 令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）

議案第86号 令和8年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（案）

○副議長（藤岡一弘君） 日程第3、議案第85号令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）  
（案）外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 掛田勝彦君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤岡一弘君） 掛田予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 掛田勝彦君 登壇〕

○予算決算常任委員長（掛田勝彦君） それでは、予算決算常任委員長の報告をさせていただきます。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月24日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第85号令和8年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）外議案1件は、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後、施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○副議長（藤岡一弘君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第85号外1議案を採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 学校再配置計画調査等特別委員長報告1件

請願第2号 市全体として地域の未来を考える学校づくり・地域づくりを進める
ことについて

○副議長（藤岡一弘君） 日程第4、請願第2号市全体として地域の未来を考える学校づくり・地域づくりを進めることについてを議題といたします。

請願1件について、学校再配置計画調査等特別委員長の報告を求めます。

（学校再配置計画調査等特別副委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤岡一弘君） 小田学校再配置計画調査等特別副委員長。

〔学校再配置計画調査等特別副委員長 小田伸次君 登壇〕

○学校再配置計画調査等特別副委員長（小田伸次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

学校再配置計画調査等特別委員長報告を行います。

今期定例会において学校再配置計画調査等特別委員会に審査付託となりました請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月24日に委員会を開催し、請願について、提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うとともに、所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査いたしました。

請願第2号市全体として地域の未来を考える学校づくり・地域づくりを進めることについての審査に当たって、提出者から、請願事項①について、現在、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針により再配置が進められているが、再配置ありきの計画のため、これまでの小規模校としての取組や小規模校のよさがぼやかされている。そのため、中山間地域のモデルとして、小規模校のメリットを最大限生かすための手法を取り入れた学校づくりを進めていただきたいと思っている。また、請願事項②については、再配置に係る基本方針は教育委員会のみで検討されたと思っている。学校は地域のコミュニティーの核となるものであり、学校と連携して地域の課題解決に取り組んでいる。その中で、青河町は、いち早く少子化を見据えて、2002年に民間会社を立ち上げ、移住者の促進と児童の確保のため、家屋の新築や空き家活用を進めてきた。こうした地域の取組を踏まえながら、地域と行政が一緒になり、今後どうしていくかを議論していかないと地域づくりは進まないと考えている。地域と行政が地域づくりの形を共有し、その中で学校再配置の検討をしていただきたい。連携組織が既にあったとしても、私たち地域は関わっていないため、市全体と地域で検討していくための組織を立ち上げていただきたいとの説明がありました。

委員から、再配置ありきの計画と思われたのはなぜかとの質疑に対して、保護者と教育委員会で過去3回の話し合いの場があり、1回目は令和6年1月で、保護者の忌憚のない意見を聞きたいということで、保護者としての思いを伝えた。2回目は、令和7年2月に、再配置計画については未だゼロベースであり、保護者の意見をしっかりと聞きたいということで説明会があった。3回目は、2回目の4か月後の令和7年6月に、案ではなく決定事項で、お願いに来たわけではないということで、令和8年度末に青河小学校は統合で廃校になると伝えられた。保護者としては、スケジュールも何も聞いていない中で廃校が決定したと伝えられ、裏切られたかなという思いがあり、反感が残っているとの説明がありました。

次に、委員から、地域住民への説明会はどのように行われたかとの質疑に対しては、令和7

年7月に1回あり、それ以降はないとの説明があり、さらに委員から、その次の説明会は要望されていたかとの質疑に対して、まちづくりトークにおいて、次の説明会はあるのかと質問したが、明確な回答を頂いていないとの説明がありました。

次に、委員から、この請願が青河小学校を残してほしいという願意なら理解できるが、どのようにされなかった理由は何かとの質疑に対して、将来の子供の人数を考えると、未来永劫、青河小学校の運営が続くかは疑問である。青河に限らず、現在の子供たちへの教育を充実してほしい。ひいては、それが三次市の教育モデルになる。この請願は青河だけのものにしたいというのが正直な思いであるとの説明があり、さらに委員から、そのような思いを持ってもらえるのなら、自治連合会や保護者連合会に話をされたかとの質疑に対して、自治連合会には広く話をしていないが、関係する4地域と自治連合会の会長とは情報共有をしている。また、市のPTA連合会に前年度の青河保護者会長が話を出したが、協力はできないと回答があったと聞いているとの説明がありました。

続いて、教育部から、請願第2号についての市の考え方として、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針の策定に当たっては、人口減少や少子高齢化の進行を始め、教育を取り巻く環境も社会の急激な変化に伴い大きく変わってきている中で、本市の児童生徒が社会の中で自立し、自己実現できるよう、全ての児童生徒にとって魅力ある学校づくりの実現をめざし、未来志向で策定委員の皆様と協議を重ね、まとめたものである。保護者や地域の皆さんへの説明会を順次開催し、各校区の皆さんの思いを聞かせていただきながら対話と協議を重ねているところである。請願事項①については、文部科学省において、学校教育は児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人一人が自己の存在感を実感しながら他者と共感的な人間関係を育み、自己決定することは重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれるとされている。本市の完全複式校等では、小規模の課題が出ないように様々な努力が行われているが、現状の学校の取組だけでは補い切れない状況も生じてきている。子供たちの1年1年は学びにとって貴重な1年であるため、その1年をよりよいものにするための取組として、方針に基づき、保護者、地域の皆様と丁寧な議論を行い、理解と協力を得ながら再配置を進めていきたいと考えている。また、請願事項②については、学校のあり方基本方針に基づく三次市立小・中学校の再配置に当たっての必要な事項について、部署間の連携を強化し、組織横断的に検討を実施していくため、庁内の連携会議を昨年4月に設置した。庁内連携会議では、支所長や関係課長も出席し、各校区での協議の状況などを共有するとともに、協働しながら取組を進めてきた。地域づくりの関係については、例えば各支所では、学校再配置の当該校区の説明会にも同席し、情報共有も行っている。地域共創部においては、必要に応じて説明会にも参加し、今年度からの新規事業である学校再編後の地域を対象とした地域子供交流支援事業を実施するなどもしている。また、各自治連を訪問し、地域づくり等の意見交換を行ったことについて情報共有を受けているとの説明がありました。

委員からは、請願者は庁内連携会議ではなく、地域も入った検討組織の立ち上げを求めている

るがどうかとの質疑に対して、三次市のまちづくりは、これまで各地域がまちづくりビジョンを作成し、各地域で特色ある取組を続けてこられた。その取組の中に地域づくりがあり、地域づくりの大きな取組の中に学校との連携があったと感じている。各部署の専門性を発揮しながら連携会議の中でまちづくりを検討しているので、方針としてはこの形で進めていきたいと思うが、このような社会状況の変化の多い時期でもあるので、しっかりと様々な手段を持って、伴走させていただきながら共に考えていきたいとの説明がありました。

次に、委員から、地域住民への説明が令和7年7月の説明会とまちづくりトークでの意見交換の2回だけで、まだまだ議論を深めたいという請願者の思いがあったが、どう考えているかとの質疑に対して、今回策定したあり方の基本方針の内容を理解していただくというところから説明会を始めているが、説明会1回で十分とは考えていない。継続的に議論をさせていただきたいと考えているが、地元の皆様とも模索させていただいているところであり、現在まで2回目以降の開催に至っていない。また、子供の教育について第一義的な責任があるのは保護者であるため、まずは保護者と話し合いをさせていただきたいということで調整をしているが、現在、それも模索している状況で、保護者との話し合いをしてから地域にお願いをしようと考えているとの説明がありました。

次に、委員から、保護者の意向を重視するということだが、保護者との協議も3回しか行われず、その3回目のときには決定事項として再配置を伝えられたと聞いた。教育委員会の考える再配置の進め方と、それに対する地域の受け止め方に大きな差異があると感じるが、教育委員会はどのように思われているのかという質疑に対して、令和3年度に三次市立小中学校の規模及び配置の適正化についての基本方針を策定し、このときに学校再配置の一定の基準を定めた。この基本方針を定めた後の令和4年度に、住民自治組織を含め、保護者の方と2度お話をさせていただき、令和5年度も一度、意見交換をさせていただいている。その後、令和6年度に小中学校のあり方に関する基本方針を策定し、具体的な再配置の年度、再配置先を示させていただき、継続して協議をさせていただいているところで、令和4年度から情報提供もしながら継続的に地域や保護者と協議をさせていただいているところである。教育委員会としては、方針に沿って丁寧に説明させていただいているつもりであるが、そのように受け止めていただいているということは、教育委員会としても考えなければならないところがあると思う。しかしながら、子供たちの学びをどうしていくかという観点で話をさせていただいているということは御理解いただきながら、これからも丁寧に説明していくとの説明がありました。

討論においては、採択に反対の意見として、本請願は、青河小学校を残したいだけでなく、市内の他の小規模校も残すべきだという趣旨もある。それであれば、まずは他の小規模校の地域の状況調査などが必要であるし、それぞれの地域によって事情も違うため、しっかりとした調査が必要であるといった意見や、複式学級を推進するということは、今の状況ではできない。子供たちの健全な育成を考えると、ある程度の人数が必要であると考えたとの意見、また、人口減少、少子化が進んでいる中山間地域において、子供たちの学習の環境をどのようにしてあげるのがよいのかということを考えなければいけないのがこの特別委員会で問われていると思

う。請願事項①を仮に採択すると、小規模を希望するところは残せということになる。それは、ある意味、その地域の希望を満たすことになるのかもしれないが、本当に子供たちのためによいのかということを考えたときに、そうではないのだろうと思う。また、地域づくりには学校が必要という考えで語るべきではない。地域づくりは地域づくりとして独立し、学校がなくなった後、地域に行政が寄り添ってサポートしていくべきであるといった意見がありました。

次に、採択に賛成の意見として、本請願は、青河小学校を残すか残さないかという個別の学校の存廃ではなく、学校再配置をどのような視点で進めていくかという点にあると考える。学校再配置の結論そのものを直ちに変更することを求めるのではなく、地域の未来を見据えた議論と対話の重要性を改めて提起するものであるといった意見や、小規模複式校の地域と一定の連携の中で、自分の地域の学校だけが残ってよいという考えではなく、もっと広い考えを持っておられる。小規模校を選択したいと思う児童、保護者のために、小規模校のメリットを最大限生かす学校づくりを推進するという趣旨は大いに賛同できるといった意見、また、将来的に社会情勢の変化や少子高齢化が進む中で、新たな方向性を見いださなければならないということを感じておられる。しかし、教育委員会からの説明は今年の7月から進捗していない状況にあり、これでは地域が前に向かって進んでいけないということで、地域を入れた検討組織の必要性が理解できるといった意見や、地域や保護者との話合いの中で、協議という形で行われておらず、説明会で終わっているといった意見がありました。これら賛成の意見を総括すると、委員会としては、学校再配置計画そのものを否定するものではなく、地域の意見を汲み取った形での対話や、保護者などの思いを聞いてもらえない状況から出てきた請願であること、また、教育委員会においても、学校再配置について丁寧な議論をし、理解と協力を得たいという思いがあり、そういった取組が重要であるという考えであります。

採決の結果、本請願は賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○副議長（藤岡一弘君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

それでは、討論を願います。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤岡一弘君） 片岡議員。

○5番（片岡宏文君） 私は反対の立場で発言をさせていただきます。

青河地域のこれまで行っていた取組について、また今回の願意については理解できるところは十分ございます。しかしながら、今回の請願では市全体のことを言われており、地域それぞれの実情があります。事情もあります。特別委員会これからそれぞれの地域の実情を調査研究する中で、今後の調査研究に影響が出るおそれがあるため、今回の請願に対して

は反対の立場であるということを発言させていただきます。

○副議長（藤岡一弘君） 次に、賛成討論を許します。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤岡一弘君） 鈴木議員。

○2番（鈴木深由希君） 私は、請願第2号について、採択に賛成の立場で発言いたします。

本請願は、青河小学校だけを残してほしいという趣旨にとどまるものではありません。中山間地域における教育の在り方として、小規模校のよさや地域の取組を生かしながら、学校づくり、地域づくりを市全体で考えることを求めるものであります。教育委員会の方針にも一定の考え方があることは受け止めております。その上で、より丁寧な対話と協議を重ねていくことが大切であると考えます。一定の集団規模の中で、多様な学びを保障することの重要性は認識しております。また、児童生徒にとってよりよい学習環境を整えるという視点も大切にすべきものと考えます。

学校は、子供たちの学びの場であると同時に、地域コミュニティの核でもあります。青河町では、少子化を見据え、移住促進や空き家活用など、地域として主体的な取組を進めておられます。こうした地域の努力を踏まえ、学校再配置を進められることになれば、地域づくり全体にも大きな影響が出るのではないのでしょうか。だからこそ、再配置計画そのものの是非だけでなく、進め方や合意形成の在り方が重要であると考えます。現在の庁内連携会議にとどまらず、地域の当事者の声をさらに丁寧に反映していく余地があるのではないかと考えます。地域、保護者、行政、教育委員会が同じ場で意見を交わす機会を設け、地域の将来像と学校の在り方を一体的に検討することが納得感のある再配置につながるものと考えます。本請願は、学校再配置計画を全面的に否定するものではなく、地域の声を丁寧に受け止め、子供たちの学びと地域の未来を共に考えることを求めるものであります。市全体として、より丁寧な対話と協議を進めていくためにも、本請願を採択する意義は大きいものと考えます。

以上の理由から、私は本請願の採択に賛成いたします。

○副議長（藤岡一弘君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） これをもって討論を終わります。

これより請願第2号市全体として地域の未来を考える学校づくり・地域づくりを進めることについてを採決いたします。

反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤岡一弘君） 御着席ください。起立多数であります。

よって、請願第2号市全体として地域の未来を考える学校づくり・地域づくりを進めることについては採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第 89 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第 90 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○副議長（藤岡一弘君） 日程第 5、議案第 89 号及び議案第 90 号人権擁護委員の候補者の推薦についての 2 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤岡一弘君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第 89 号及び議案第 90 号の議案 2 件について、一括して御説明申し上げます。

議案 2 件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。三次市の区域における人権擁護委員は 24 名で、欠員補充に伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。なお、委員の任期は 3 年となっております。

最初に、議案第 89 号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員で欠員となっております布野地区について、新たに二本木譲氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

最後に、議案第 90 号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員で欠員となっております布野地区について、新たに長田瑞昭氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

以上、議案 2 件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（藤岡一弘君） これより質疑に入ります。

質疑は順次分割して行います。

まず、議案第 89 号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、議案第 90 号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 89 号及び議案第 90 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号及び議案第90号については、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決に入ることに決しました。

これより順次分割して討論、採決に入ります。

まず、議案第89号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第90号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和8年6月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時46分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年6月26日

三次市議会議長 保 実 治

三次市議会副議長 藤 岡 一 弘

会議録署名議員 小 田 伸 次

会議録署名議員 伊 藤 芳 則